

公益社団法人 SV リーグ

ユニフォーム規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人 SV リーグ（以下「SVL」という。）規約第 52 条に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項を定める。

第2条〔ユニフォームの定義〕

- (1) 本規程においてユニフォームとは、選手が公式試合中に着用するシャツ、パンツ、ソックス、サポーター類（フェイスガードを含む。）、セレモニージャージ、ズボンおよびアンダーウェア等をいう。
- (2) 前項とは別に、選手が練習時に着用するトレーニングウェア、シャツ、パンツ、ソックス、サポーター類およびアンダーウェア等は練習着という。

第3条〔事前承認〕

- (1) クラブは、公式試合で着用するユニフォームのデザイン画（ai データ）および現物を SVL に提出し、事前に SVL の承認を得なければならない。SVL は提出物の内容確認を行い、必要に応じてクラブへ改善を命じる。
- (2) 前項の SVL の承認は、デザイン画についてはクラブの所属するリーグの開幕日の 4 か月前までに、実物については同 1 か月前までに完了しなければならない。なお、デザイン画は、選手番号および選手名等の実寸が分かるようにすること。
- (3) SVL はシーズン中のユニフォーム広告の変更を認めるが、都度、クラブは着用日の 10 日前までに「ユニフォーム広告等掲出許諾申請書」およびスポンサーロゴを SVL へ提出し、事前に SVL の承認を得なければならない。

第4条〔着用義務〕

- (1) クラブは、全ての所属する選手に対し、公式試合において「ユニフォーム使用計画」に定めたユニフォームを着用させなければならない。ただし第 16 条に定める記念ユニフォームを除く。
- (2) 同一チームの選手は、クラブの定める同じ色、型式、形状およびデザイン（メーカーロゴおよび広告等を含む。）のユニフォームを着用しなければならない。ただし、リベロプレーヤーの着用するユニフォームの色はその限りではない。
- (3) 選手は、汚れや破損等により選手名および選手番号が明確に表示できないユニフォームを着用して公式試合に出場してはならない。

第5条〔色と種類〕

- (1) クラブが定めるユニフォームのシャツとパンツのセットは、ファーストカラー（主としてホームゲーム用）およびセカンドカラー（主としてアウェーゲーム用、国際バレーボール連盟（以下、「FIVB」という。）主催の競技会規定に準拠する白または淡色が望ましい。）をメインカラーとする2パターンを必須とする。
- (2) SVLは、クラブがファーストカラーとは対照的な色をサードカラーとして定めることを認める。
- (3) ユニフォームのシャツとパンツのセットは、それぞれのメインカラーが65%以上を占めているものとする。
- (4) リベロプレーヤーは、同一チーム内の他の選手と明確に判別できる対照的な色のシャツおよびパンツのセットを着用しなければならない。2人のリベロプレーヤーが出場する場合は、他の選手とは対照的な色であればそれぞれが異なる色のセットを着用することを認める。
- (5) ファーストレフェリーは、選手がユニフォームを適正に着用しているか確認し、不適正な場合はただちに改善を命じなければならない。

第6条〔SVクラブロゴマークの表示〕

クラブは、「選手の契約、移籍および登録に関する規程」第47条に基づきSVLに登録したクラブのロゴマークを次のとおりユニフォームに表示しなければならない。

- ① 場所：シャツ前面上部に1か所
- ② サイズ：50 cm²以上最大 100 cm²以下

第7条〔選手番号の表示〕

ユニフォームのシャツおよびパンツには、選手番号を表示しなければならない。選手番号は明確に判別することができる色およびデザインとし、サイズは次のとおりとする。

- ① シャツ前面：中央に高さ15cm以上、字幅（フォントの太さのこと。以下同様。）1cm以上
- ② シャツ背部：中央に高さ15cm以上、字幅2cm以上
- ③ パンツ：前面に高さ4cm以上6cm以下、字幅1cm以上

第8条〔選手名の表示〕

- (1) ユニフォームのシャツ背部には、選手名を表示しなければならない。選手名は明確に判別することができる色およびデザインとする。
- (2) 原則として、選手名は姓をアルファベット大文字で表示する。2人以上の選手の登録名が同じ姓の場合は、当該選手それぞれの名前の最初の文字を追加する。 例：M.TANAKA

- (3) 選手名は直線的に表示しなければならず、サイズは、高さ 6 cm 以上 8 cm 以下、字幅は 0.5cm を下回ってはならない。
- (4) 姓以外または登録名とは異なる内容での選手名の表示を希望する場合は、クラブは事前に SVL へ申請し、承認を得なければならない。

第 9 条〔SVL 指定ロゴ等の表示〕

- (1) クラブは、ユニフォームのシャツの前面右上部、または前面左上部に、所属するリーグのロゴを表示しなければならない。
- (2) 前項のサイズは横幅 6cm とし、上下左右のクリアスペースは 6.5mm とする。
- (3) SVL が協賛または公認等の各種契約に基づく名称またはロゴ等の表示を指定した場合（表示の場所、色およびサイズを含む。）、クラブはこれに従わなければならない。
- (4) SV.LEAGUE チャンピオンシップ優勝クラブは、リーグロゴに代えて SVL が別途定めるチャンピオンロゴを翌シーズンのユニフォームに表示しなければならない。なお、表示位置は第 1 項に準じる。

第 10 条〔ユニフォームメーカー名の表示〕

クラブは、ユニフォームメーカーの名称またはロゴを以下の範囲でユニフォームに表示することができる。

- ① シャツ：1 か所、サイズは最大 30 cm²
- ② パンツ：1 か所、サイズは最大 30 cm²
- ③ ソックス：最多で両足それぞれの内側と外側、サイズは半足 1 個に対して最大 30 cm²
- ④ サポーター：1 か所、サイズは最大 30 cm²
- ⑤ セレモニージャージ：1 か所、サイズは最大 30 cm²
- ⑥ ズボン：1 か所、サイズは最大 30 cm²
- ⑦ アンダーウェア：1 か所、サイズは最大 30 cm²

第 11 条〔広告の表示〕

- (1) クラブは、ユニフォームおよび練習着におけるスポンサー等の第三者のための広告表示（以下「広告表示」といい、ここでのスポンサー等にはチームの保有法人を含み、表示対象にはスポンサー等の名称、ブランド名、ロゴまたは商品サービス名を含む）には、公序良俗に反するもの、競技者の育成やバレーボールの普及発展に著しく相応しくないと理事会が認めるものを表示してはならない。
- (2) ユニフォームの広告表示について、クラブは事前に SVL へ「ユニフォーム広告等掲出許諾申請書」を提出し、承認を得なければならない。
- (3) 試合会場となる施設の使用規程により、広告掲載料が発生した場合は、当該クラブがその実費を支払う。

第 12 条〔その他表示可能なもの〕

- (1) シャツには、ホームタウン名またはホームタウンが属する都道府県名を最大 30 cm²の範囲で表示することができる。
- (2) ユニフォームのシャツには、V リーグ優勝回数および SV.LEAGUE チャンピオンシップ優勝に相当する個数の星印を 1 か所に表示することができる。
- (3) 前 2 項のほか、クラブが SVL に事前の承認を得た事項は表示することができる。

第 13 条〔シャツ〕

- (1) ユニフォームのシャツの袖、首回り、衿および着丈の長さと形状は、それぞれクラブの任意とする。
- (2) 同一チームの選手（リベロプレーヤーを含む。）が、袖、首回り、衿および着丈の長さと形状が異なるユニフォームのシャツを着用すること（例 1：袖なし、半袖または長袖の混在、例 2：衿付き、衿なしの混在）を不可とする。

第 14 条〔パンツ〕

- (1) ユニフォームのパンツの股上丈、股下丈および股下裾の形状は、それぞれクラブの任意とする。
- (2) 同一チームの選手（リベロプレーヤーを含む。）が、股上丈、股下丈および股下裾の形状の異なるユニフォームのパンツの着用すること（例：ショートパンツ、ハーフパンツまたはロングパンツの混在）を不可とする。
- (3) クラブは、パンツに変えてスカート（ショーツスカート）を選手に着用させることができる。この場合、アンダースカートの色はスカートと異なる色も可とし、第 5 条 2 項に定める色の割合に含まない。

第 15 条〔ソックス〕

- (1) ソックスの色、長さおよびデザイン（メーカーロゴおよび広告等を含む。）は、チーム内で統一しなければならない。
- (2) ソックスに広告を表示する場合には、半足 1 個に対してサイズは 30 cm²以下とする。

第 16 条〔記念ユニフォーム〕

クラブは、『ユニフォーム使用計画』とは異なるユニフォームの着用申請により、SVL へ着用 1 か月前までに申請および現物を提出し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なるユニフォーム（記念ユニフォーム）を使用することができる。ただし、当該ユニフォームの仕様は本規程を準拠したものに限る。

第 17 条〔セレモニージャージおよびズボン〕

- (1) クラブは、「選手の契約、移籍および登録に関する規程」第 47 条に基づき SVL に登録したクラブのロゴマークをユニフォームのセレモニージャージに付けなければならない。
- (2) ユニフォームのセレモニージャージには選手名および選手番号の表示を、ズボンには選手番号を表示することが望ましい。この場合の選手名および選手番号のサイズおよびデザイン（表示色を含む。）は任意とする。選手名の表示については第 8 条第 2 項および第 4 項を準用すること。
- (3) ユニフォームのセレモニージャージおよびズボンのメーカー名および広告の表示については、第 10 条乃至第 11 条を準用する。

第 18 条〔アンダーウェアほか〕

- (1) ユニフォームのアンダーウェア（第 14 条第 3 項に定めるアンダースコートを含む。）の色は、ユニフォームのシャツおよびパンツと同色か、異なる場合はチーム内で統一しなければならない。
- (2) 医療を目的としたサポーター類の色は、プレー上危険がある場合や、プレーに有利に働く場合を除いて規制されないが、原則としてユニフォームのシャツおよびパンツと同色か、異なる場合はチーム内で統一するものとする。
- (3) 医療目的の有無に関わらず、公式試合における選手のアクセサリー類の着用においては、自己および相手チームを含めてプレー中の怪我や事故につながる恐れのある形状や大きさのものを一切不可とする。

第 19 条〔補則〕

- (1) クラブが、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「日本協会」という。）、FIVB またはアジアバレーボール連盟等が主催する競技会に出場する場合は、当該主催者の定めるユニフォーム関連要項または規程等の遵守を優先すること。
- (2) 本規程に定めのない事項については日本協会のユニフォーム規程を準用する。

第 20 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 21 条〔施行〕

本規程は 2024 年 7 月 1 日より施行する。

附則

2024 年 7 月 17 日制定

本規程の制定をもって、ユニフォーム規程（最終改定日：令和 5 年 3 月 15 日）およびユニフォ

ーム等の広告に関する規程（最終改定日：令和 5 年 3 月 15 日）を廃止する。

2025 年 3 月 18 日改正

ユニフォーム規程第 9 条第 4 項は、2025 年 7 月 1 日より施行する。

ユニフォーム規程第 6 条、第 9 条第 1 項および第 2 項は、2027 年 7 月 1 日より施行とし、2027 年 6 月 30 日までは、移行期間とする。

〔改正〕

2025 年 7 月 1 日改正

2025 年 7 月 16 日改正